

広島県告示第四百九十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第二項及び地方自治法施行規則（昭和二十二年省令第二十九号）第十二条の二の十四第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年五月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名称	住所又は事務所の所在地	指定をした日	委託した公金事務に係る歳入等の内容	委託をした日（委託期間）
社会福祉法人日本保育協会	東京都千代田区麹町一丁目六番地二	令和七年四月一日	保育士登録手数料	令和七年四月一日（令和七年四月一日～令和八年三月三十一日）